



## 復興へのあゆみ vol.10

復興に向けて一歩。あゆみを進める人をご紹介します。

### 私にもできること

平成30年7月豪雨により、自宅付近を流れる河川が氾濫。杉田さんの自宅は床上浸水の被害を受けました。介助が必要な母を2階に避難させる間に膝上まで水が迫り、浸水した水で部屋のドアも開けられない状態となりました。1階の荷物を取りに行く間もなくあつという間の出来事だったと話します。

災害時に助けを待っている時間はない。このことをきっかけに、自分たちでできる備えの大切さを実感したそうです。また、自分だけでなく地域で防災意識を高めることが必要であり、地域の中で助けが必要

## 災害復興掲示板

本庁 ☎24 - 1111

吉田支所 ☎52 - 1111

三間支所 ☎58 - 3311

津島支所 ☎32 - 2721

宇和海支所 ☎62 - 0311

※詳しくは、お問い合わせください。



杉田 和男 さん (吉田町)

### profile

平成30年7月豪雨以降、地域防災における自助・共助の大切さを実感して防災士の資格を取得。また、自治会や社会福祉協議会と協力して、「防災避難マップ」を制作するなど、地域防災力向上に努めています。

## 申請期限満了となる支援制度

### ■公費解体未完了家屋の固定資産税減免

半壊以上の被害を受け公費解体を申請し解体が未完了の人に対して、公費解体対象家屋の平成31年度固定資産税が減免されます。

【受 付】 2月20日(木)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】 税務課 ☎内線2532

### ■国民健康保険料・後期高齢者医療保険料減免

(平成31年度分)

【受 付】 3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】 (国民健康保険料) 保険健康課保険業務係 ☎内線2120、(後期高齢者医療保険料) 保険健康課後期高齢者医療係 ☎内線2121

### ■各証明書の発行手数料減免

【対 象】 ①住民票②戸籍・除籍③印鑑登録証明書④印鑑登録証(カード)・個人番号カード・通知カードの再交付⑤所得課税証明書⑥評価証明書・公課証明書⑦名寄帳⑧納税証明書⑨納付証明書

【受 付】 3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】 ①～④市民課 ☎49-7012、⑤～⑦税務課 ☎49-7010、⑧⑨納税課 ☎49-7011

### ■被災者生活再建支援金(基礎)・緊急支援金

大規模半壊、半壊により住宅を全部解体した場合に支給対象となります。

【受 付】 3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】 福祉課 ☎内線3125

### ■農業制度資金貸付

3月31日までに貸し付けまたは利子補給が承認されたものが国の特例措置の適用となります。

【申込・問合せ先】 金融機関(日本政策金融公庫、J Aえひめ南など)または農林課 ☎49-7022

### ■被災中小企業者等再建事業

事業再建に必要な備品の調達や修繕などの経費を補助します。

【受 付】 3月31日(火)まで(執務時間中)

【申込・問合せ先】 商工観光課商工係 ☎49-7080



災害時の写真を時系列ごとに収集



御殿内1区国安川(午前6時30分ごろの様子)



西小路国道56号線沿い(午前11時30分ごろの様子)

内各所の写真を集めて冊子にしました。写真には、7月7日早朝の様子や少し時間が経過してからの写真などがまとめられています。「こんな高さまで水が迫っていたのかなど、普段の生活からは信じられない様子の写真も多い。しかし、これは実際に起きたことであり、またいつ起こるか分からない。当時の様子を記録し、災害への防災意識をいつまでも忘れないよう残し続けたい」と話してくれました。